第２６号議案

品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

　　令和４年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

　品川区法定外公共物管理条例（平成２２年品川区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

」

　第７条第３項中「７２０円」を「８６４円」に改める。

付　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際、改正前の品川区法定外公共物管理条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

　（説明）法定外公共物の占用料の額を改定する必要がある。